

民間人材等の地方公務員としての任用について

民間人材等の地方公務員としての任用について①

各地方公共団体においては、任期付職員、任期付短時間勤務職員、特別職非常勤職員等の多様な任用形態を活用して、民間人材等を地方公務員として任用している。また、在職中の民間との兼業も行われている。

	地方公務員		
	一般職		特別職
	常勤 〔任期の定めのない常勤職員 任期付職員等〕	非常勤 〔会計年度任用職員 任期付短時間勤務職員等〕	
地方公務員法の適用	あり		なし
営利企業への従事等 (兼業)の制限	あり(許可制)	あり(許可制) ※任期付短時間勤務職員等	なし
		なし ※会計年度任用職員(短時間勤務)	
事例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生駒市「官民プロ人材」 ICT推進担当(任期の定めのない常勤職員)、収益確保担当(任期付短時間勤務職員/兼業予定)など計12名の民間人材等を公募選考により採用予定(R2.4~) ▶ 東京都「デジタルシフト推進担当課長」 ICT分野の民間経験を有する人材9名を任期付職員として任用 ※民間との兼業なし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 富田林市「債権管理担当」 弁護士2名を週2日勤務の任期付短時間勤務職員として任用 ※民間との兼業あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 港区「情報政策監」 民間経験や政府CIO補佐官としての経験を有する人材を月2、3日勤務の特別職非常勤職員として任用 ※民間との兼業あり ▶ 鹿児島市「女性活躍アドバイザー」 民間企業での人事管理等の経験を有する人材を月1日程度勤務の特別職非常勤職員として任用 ※民間との兼業あり

民間人材等の地方公務員としての任用について②

東京都：デジタルシフト推進担当課長 等

～民間と公務の間を行き来する事例～

<任用形態>

任期付職員 [ICT分野の民間経験を有する人材]

<任期>

令和元年12月～令和3年12月（2年間）等

<配属先>

東京都 戦略政策情報推進本部 戦略事業部 等

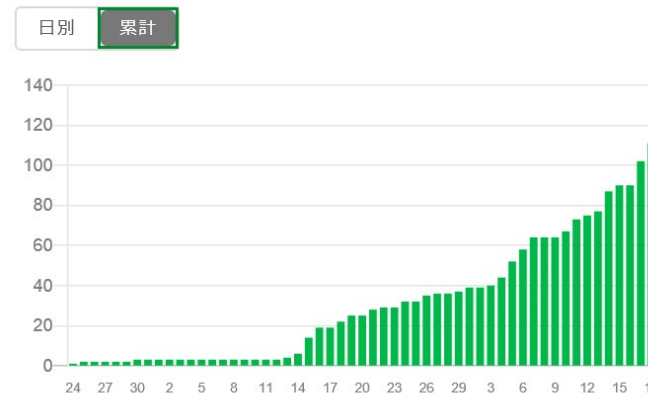
<業務内容>

- 世界最速のモバイルインターネット網の構築
- 公共施設や都民サービスのデジタルシフトの推進
- 都庁のデジタルシフトの推進 等

陽性患者数

111人

3/18 累計値 (前日比: +9人)



新型コロナウイルス感染症対策サイト
(都民サービスのデジタルシフトの例)

富田林市：債権管理担当職員

～民間と公務を兼業している事例～

<任用形態>

任期付短時間勤務職員（週2日勤務） [弁護士]

<任期>

平成31年4月～令和4年3月（3年間）

<配属先>

富田林市 総務部 債権管理課

<業務内容>

- 市有債権（市税、国民健康保険料、市営住宅賃料等）の管理・回収
- 市職員向けの債権管理研修の企画・実施 等

<兼業内容（民間）>

弁護士法人における弁護士業務（家事事件等）